

2022年度②

小 論 文

(全 14 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文②

課題文を読んで、以下の設問に解答しなさい。

国会の衆参両院に憲法調査会（現行の憲法審査会の前身）がもうけられたのは、2000年1月だった。現行憲法のあり方を広く議論するとして始まったが、調査会の議論のなかで焦点となったのは、憲法改正手続きの「未整備」だった。憲法第96条は、憲法改正のためには衆参両院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において過半数の賛成を必要とするときだめている。だが、国民投票の発議に必要とされる具体的要件や手続き、国民投票の投票権者についての法律はさだめられていなかった。

国会は2007年5月に憲法調査会の議論をふまえて議員提案された「日本国憲法の改正手続に関する法律」を制定した。同法は国民投票の投票権者を満18歳以上の国民とした。同時に付則第3項は、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できるように、法令の規定に検討をくわえ必要な措置を講ずるものとするとした。その後、同法は2014年6月に改正され、国民投票の投票権者と選挙権をもつ者との年齢を均衡させる措置をとるとした。これをうけて2015年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢は18歳以上に引き下げられた。

選挙権年齢の引き下げだけをとりだせば、日本もやっと世界標準に追いついたということになる。実際、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダなどをはじめとして多くの国は18歳以上としている。なかにはオーストリア、アルゼンチンのように16歳以上としている国もある。

選挙権年齢の引き下げをひとつの契機として、「民主主義とは何か」「民主政治とは何か」を学ぶ場の設置がひろく提唱されるべきだろうが、実際には、政府＝文部科学省主導の「主権者教育」が、高校の公民科教育の一環として展開され、今日にいたっている。

2015年9月、公職選挙法の改正をうけて文科省は、「主権者教育」の生徒用副読本として『私たちが拓く日本の未来——有権者として求められる力を身に付けるために』（以下『副読本』）を作成した。同時に、メインタイトルはまったく同一だが、教員用に「活用のための指導資料」というサブタイトルのつけられた冊子を作成した（以下『指導資料』）。そして都道府県教育委員会を介して高校の教員、生徒に配布された。配布にあたって文科省初等中等教育局の通知は、高3のみならず各学年で使われると

ともに、継続的な教育が望まれるとしている。道徳科の「学習指導要領解説」とまったく同じだが、文科省は「手取り足取り」のマニュアルをつくり、教育現場に配布する。それに「忠実」な授業をする学校とは何なのかと考えてしまうが、実際の影響力は大きい。内容をみてみよう。

この『副読本』ならびに『指導資料』は、模擬投票や立会演説会のやり方について解説や手順も記載しているが、核心部分は政治、政党などの定義と、それにもとづく「主権者像」にあるといえよう。

『副読本』は、主権者は国家意思の形成者であるとしたうえで、「政治」とは「私たちが国家や社会について重要と考えるものを、国家や社会としてどのような状態であることが良いのか、優先順位をつけて決定すること」と定義する。そして、「現在の日本では、選挙を通じて私たち有権者に訴えられた候補者や政党の考えや公約を議会の議論を通じて意見集約していく、つまり、議会で決定される法律・条例や予算などにより決めていくこと」であるとする。

この定義からは、主権者である市民の活動は重要視されず、あたかも政党や議員が「唯一」の政治のアクターであるかのように描かれる。「ある国会議員の1日」といったイラストも挿入されているが、それは国会に「出勤」し政党の会議、国会委員会への出席を描いたものであり、市民と議員とのかかわりはまったく説明されていない。また政党については「国民と議会を結ぶパイプ役」としているにすぎない。そして、有権者となることは「政治について重要な役割を持つ選挙等に参加する権利を持つということ」（『副読本』）としつつ、「政治に参加しても必ずしも自分の意見が通るわけではありませんが、国民や地域の住民の意思に基づき選ばれた議員が皆の意見を議論し合意された決定に対しては、構成員の1人として従うという義務が生じることとなるのです」という。

こうした「政治」や「政党」の定義、さらに「議会の決定に従う義務」を読んだ生徒、教員そして市民は、はたしてどのように考えるのだろうか。『副読本』『指導資料』が作成されたのは、安保法制の制定をめぐる若者たちの「シールズ」をはじめ市民の抗議運動が国会議事堂を囲んだばかりか、全国各地で展開された時期だ。政治的バイアスが濃厚な『副読本』であり『指導資料』といえよう。そうだからというべきか、『副読本』と『指導資料』が一言も触れていないのは、現代の民主制における権力と自由の関係だ。それを生徒たちに教え、ともに考えることこそ、「主権者教育」の基本のはずなのだが……。

長い時間を費やして築かれてきた現代の民主制は、「権力からの自由」と「権力への自由」を基礎としている。「権力からの自由」は、個人が自由に行動できる政治空間の制度保障、この政治空間における個人の市民的自由としての個人自治の保障、これらが侵害されたときに抵抗する権利の留保からなる。これらの自由権は、憲法ならびに下位規範である法律によって保障される。一方の「権力への自由」は、「権力からの自由」を基本前提として参政権の行使の保障を意味する。これまた憲法ならびに法律にさだめられる。それゆえ、たとえ参政権（投票権）が制度化されたとしても、その前提に「権力からの自由」＝市民的自治が築かれていないならば、それは疑似民主制であるといわねばならない。

ところが、『指導資料』は、現代民主制の基本である「権力からの自由」と「権力への自由」を教えずに、選挙で選んだ議員たちが議会で決定したことにしたがう義務があるとする。これでは「権力から自由」わけても重要な市民的抵抗権を否定するものといわねばならないであろう。そもそも選挙は、国民代表からなる権力が国民の意思を無視した行動を重ねるならば、いつでも、平和的に、権力の座から引きずり下ろす制度である。現代民主制の基本を教えない「主権者教育」は、その名前とは裏腹に、若者たちに権力への「同調」こそが主権者の役割、と教えるのに等しいのだ。

『副読本』は、「議会の決定」を重視しつつ、一方で「政治的教養」を養うために生徒のディスカッションを勧める。ご丁寧に「サマータイム導入の是非」「外国人観光客の増加方策」「循環バスの増便」「保育所の待機児童の解消」などのテーマが例示されている。アメリカやヨーロッパ諸国の小中学校に通ったことのある生徒やその保護者は、日本の学校ではディベートの時間がきわめて少ないことを実感していよう。その意味では生徒のディスカッションは積極的に展開されるべきである。もっとも、この例示されたテーマには、「原子力発電の是非」「再生可能エネルギーによる発電の増加方策」、「女性の社会参画と就労のあり方」といった現代社会の重要課題はあげられていない。また「主権者教育」に不可欠である「小選挙区制度のメリットとデメリット」、「個別訪問解禁の是非」といったテーマもあげられていない。

どのようなテーマでディスカッションをおこなうかは、授業を担当する教員の自由である。だが、『指導資料』には、それに抑制的な記述が目立つ。「特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意することが求められる」という。そして、『指導資料』はこの一文について

の「Q&A」をもうけ、より具体的に説明している。その一部を引用しておこう。

Q 授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか。

A 教員が1つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする

- ・教員が提示した見解が多様な見方や考え方の1つであることを生徒に理解させる
- ・見解が特定の見方や偏った取り扱いとならないようにする
- ・見解を押しつけることとならないようにする

ことなどに注意することが必要です。

- ・また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要です。

なにやら、意見の列挙・紹介で「中立」を装うNHKの「ニュース解説」のような「Q&A」だが、そんな「冗談」をいっているばかりではない。「特定の見方や考え方」の排除をもとめることで、現代政治の論争点、もっというならば、政権の政策に批判的なテーマとディスカッションを抑制しているといわざるをえないだろう。

このマニュアルにしたがうならば、たとえ原子力発電や女性の就労をテーマにしても、「発電の方法には、核燃料を使うものもあれば、化石燃料、太陽光や風力、地熱などを使うものもあります」「結婚した女性のなかには、家庭の外で働きつづけることを望む人もいれば、専業主婦を望む人もいます」といった、「愚にもつかない」ことを「結論」とすることになろう。こんなディスカッションから、どうして「政治的教養」が深まるのか。原子力発電や化石燃料による発電が環境にどのような負荷を与えるのか。女性の就労の機会はどのように保障されているのか、その実態はどうか。こういったことが生徒の調査や学習にもとづいて議論されないことには、政治的教養など深まらないのだ。

このような『指導資料』における指導方法の「通知」は、教育行政の「責任官庁」といいながら、実は、教育とは何か、学習指導における教員の役割とは何か、がまったく理解されていないことを物語る。文科省は、「教育における政治的中立性を守れ」

「教員は政治的に中立でなければならない」と強調し、『指導資料』でもくり返す。

「教育における政治的中立性」とは、第一義的には教員人事や教科書の内容や採択、学校運営への政党政治の介入を排除することを意味する。教育はどの学年レベルであっても科学的・学問的真理の探究のためにある。近代憲法が学問の自由を保障したのはこのためであり、日本国憲法第23条も学問の自由を保障している。この規範は、教員の教育活動にも適用される。教員は学校教育のなかで特定の政党の支持をもとめ、逆に特定の政党の活動に反対するようにもとめてはならない。これは教員の職業倫理であり、守るべき規範である。

しかし、教員は思想・良心の自由を保障された自由な人格である専門職業人である。教職に就こうとする者は、本来、生徒の行動を操作することに喜びを見出すのではなく、自らの知見を生徒に伝達し、生徒の思考や社会をみる眼の深まりに専門職業人としての自負と喜びを見出すのである。したがって、教員が社会的かつ政治的な事象の本質を生徒に教えるのにあたって、社会的にも学問的にも多様な見解のあることをしめしつつ、自らの知見を述べることは、「教育（教員）の政治的中立性」に反することではない。それどころか、大いに推奨されるべきことである。

かりに、こうした学問の自由や思想・良心の自由をかえりみることなく「教育における政治的中立性」を振り回すならば、現に振り回しているのだが、教員は専門職業人としてのモラル（士気）を低下させてしまう。「上意下達」のもとに授業や部活動をこなす日々書類の作成に追われる教員生活は、「教育工場」（鎌田慧）の従業員にすぎない。昨今、マスコミがつぎつぎと報じる教員のスキャンダルも、教員のモラルを低下させる教育行政に根源があるといえよう。

ところで、こうした「教育における政治的中立性」をもとめられているのは、教員だけではない。「主権者」である生徒たちも同じだ。文科省は、「主権者教育」がスタートした2015年10月29日に、初等中等教育局長の通知として、「高等学校等における政治的教養と高等学校等の生徒による政治活動等について」を、都道府県と基礎自治体の教育委員会、都道府県知事などに発した。

この通知は、「高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲で制約を受けるものと解される」とした。そして、つぎの3項目について生徒の政治活動の禁止ないし生徒への適切な指導をもとめた。

第1に、生徒会活動、部活動なども学校教育の一環であるから、生徒が本来の目的を逸脱し、これらの場を活用した選挙運動や政治活動をおこなうならば、教育基本法

第14条第2項（教育における政治的中立性の維持）にもとづき学校長は、これらの活動を禁止する必要がある。

第2に、放課後や休日であっても、学校構内で生徒がこれらの活動をおこなおうとする場合には、学校長は制限ないし禁止する必要がある。

第3に、学校外の選挙活動や政治活動についても、違法なもの、暴力的なもの、またはそのおそれが高いと認められるものについては、制限ないし禁止する必要がある。また、他の生徒の学習に支障となる活動や生徒のあいだに対立を生み出すような活動についても、制限ないし禁止する必要がある。

文科省初等中等教育局は、この「通知」だけでは徹底されないと考えたのか、2016年1月29日に、「平成27年度第3回 都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」を開催した。ここに集められたのは、都道府県と政令指定都市の教育委員会（正確には、教育委員会の事務局である教育庁）に勤務する指導主事たちである。そこでは、初等中等教育局の官僚から「通知」についての「Q&A」が配布され、細々とした説明がおこなわれた。しかも、これらの禁止事項を「校則に定めることができますか」との設問をもうけ「必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、生徒の行動に一定の制限を課すことができると解されます」と自答している。つまりは、「できる」「すべき」と自治体教育行政担当者に指示しているのだ。また校則に反する「生徒の懲戒の基準について生徒や保護者に周知をはかり、家庭の理解と協力を得られるように努めることが重要です」とした。そして、この「Q&A」を各学校に配布し指導するようにもとめた。

ようするに、この「通知」とそれを解説した「Q&A」は、「生徒は黙って静かに勉強していなさい。そうでないと懲戒をくわえる」といっているのだ。この連絡会議では自治体教育委員会の出席者からなんらの異論もでなかったという。こうした教育行政をどのように改めていくべきかは、のちに考えよう。「主権者」としての政治的教養を高めることが「主権者教育」の目的とはいうが、文科省は選挙権をもつ市民として生徒をみていない。授業中の選挙運動は論外としても、なぜ放課後や休日の生徒の行動に制約をくわえねばならないのか。「管理教育」も際立っている。

さきに述べた道徳科や公民科の一環としての「主権者教育」からは、「平盤な思考」をもってよしとする社会がうまれてしまう。こうした教育がつづいていくなれば、「公共的な問題」といった事態への洞察が、社会から希薄なものとなることを危惧しないわけにはいかないだろう。

日の丸・君が代の掲揚・斉唱の強制ばかりか道德教育の教科化、名ばかりの「主権者教育」が、「思想・良心の自由」がなによりも重視されるべき教育をむしろむしばんでいる。だが、これとならんで、小中学校基礎教育には、新自由主義の波が押し寄せている。まさに第1次安倍政権は、2006年12月に教育基本法の見直しに着手し、「愛国心教育」を教育の重点目標と位置づけた。それがすでに述べた道德教育へと結びつくのだが、これと並行して進んだのは全国学力テストと学校間競争の促進である。

全国学力テストは、1956年から66年に小中学生、高校生を対象として実施された（高校生は62年度まで）。だが、こうした調査には国による教育への介入であるとともに学力競争を推しすすめるといった社会的批判がつよかった。61年10月、旭川市立永山中学校で学力テストの実施を阻止しようとした教員などが公務執行妨害罪で逮捕された。この事件を審理した旭川地方裁判所は、66年5月、学力テストは教育基本法第10条（当時）が禁ずる教育権への不当な介入であるとして被告らが無罪とする判決を下した。文部省はこの「旭川学テ事件判決」を機として、66年度をもって全国学力テストを中止した。

その後の文部省の、とくに初等中等教育政策は流転するが、90年代から2000年代に中心とされたのは、「ゆとり教育」であり「学校5日制」であった。「詰め込み教育」からの転換をうたったこと自体は、それなりに評価された。

ところが、2004年に大々的ニュースとなったのは、2つの国際学力テスト（PISA 2003、TIMSS2003）のいずれにおいても、日本の児童・生徒の学力の低下が著しいとされた。こうした状況をうけて文科省は、「ゆとり教育」から転換し、学力テストによる生徒間、学校間の競争をうながすことになる。実際、個々の自治体レベルで学力テストがおこなわれ、その結果によって学校への予算の傾斜配分を導入した自治体もあらわれた。

こうした状況下の2006年、第1次安倍政権がうまれる。政権は教育再生会議をもうけ戦後教育の見直しをはかるとした。教育再生会議の第2次報告は、全国学力調査の結果を検証し、学力不振校には改善計画書を提出させる、と学校間競争の促進による「学力」向上を強調した。これをうけて政府は、教育基本法にさだめられた教育振興基本計画に重点事項として全国学力調査の継続的な実施を盛り込んだ。

2007年4月、文科省は「全国学力調査・学習状況調査」（以下「全国学力テスト」）を全国すべての公立小学校6年生と公立中学校3年生を対象として実施した。これは国語と算数（数学）のテストとしておこなわれてきたが、中学校には2019年から英語が

くわわった。これら科目の基本的知識を問うA問題と読解力や応用力をみるB問題、そして学習時間や生活習慣を調べる学習状況調査からなっている。

こうした全国学力テストは、民主党政権下の2010年度にすべての学校で実施する^{しつがい}悉皆調査から、全体の3割の小中学校を対象とする標本調査に切り替えられた。だが、2012年12月に成立した第2次安倍政権は、2013年4月に、再び全国すべての公立小中学校の最高学年を対象とした学力テストを実施し、現在にいたっている（2020年度についてはコロナウイルス禍によって中止）。全国学力テストの再開は、第2次安倍政権の「最初」の事業だった。

悉皆調査に転じた学力テストは、たんに児童・生徒の「学力」を判定する素材として用いられているのではない。そもそも国語と算数（数学）・英語のテストで「学力」なるものを判定することが妥当なのか。文科省はこうした論点に見解をしめすことなく、悉皆調査以降、都道府県そして政令指定都市別の正答率とそれによるランキングを公表している。2019年の都道府県別の正答率で全国1位となったのは秋田県だ。これに石川県、福井県がつづいている。文科省の主眼は、全国学力テストを手段として自治体さらに学校間の競争を高めることにある。

都道府県別の正答率の公表が、児童・生徒さらに教員にコンプレックスをいだかせながらも、都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会は、成績の向上にむけて児童・生徒を指導するように各学校にもとめた。この競争の促進に輪をかけたのが、基礎自治体レベルにおける情報公開条例をもちいた学校ごとの成績公表のもとめだった。すでに多くの市町村教育委員会は、自治体レベルでの正答率を公表していたが、学校ごとの正答率の公表にふみきった自治体もある。学力競争、進学競争が社会的風潮となるなかで、保護者が子どもの通う学校の「学力」レベルを知りたいと思うのは、ある意味で自然なことでもあろう。だが、こうした結果がうまれることは当然予測されることである。政権や文科省はそれこそが「成果」と考えているのだろうが、教育とは何かが根本的に問われなくてはなるまい。

しかし、テストの成績での自治体間競争・学校間競争は、そんなことはお構いなしにすすんでいる。すこしでも自治体さらに学校のテスト順位を上げるために、全国学力テストの過去問をくりかえし練習させ、「傾向と対策」を教え込んでいる。また、県独自の学力テストを実施し、全国学力テストに備える自治体も少なくない。2018年度現在で32都道府県、15政令指定都市で独自の学力テストが、全国学力テストに備えておこなわれている。秋田県もそのひとつだ。こうした「テスト漬」は、「できる

子」「できない子」をうみだす。教員のあいだにも、「ダメな教員」への差別がうまれる。こんな「教育」からは、創造性と読解力の豊かな子どもはうまれなからう。それどころか、問題解決にはつねに「正答」があるとするステレオタイプ化された人間をつくってしまうことになる。それはいかに政権が「科学立国」を強調しようとも、みずからその基盤を崩しているのに等しい。

ところで、全国学力テストに象徴される学校間競争の弊害は、こうした次元にとどまらない。学校管理規則の自治事務化とあいまって、深刻な問題状況を子どもたちの学校生活にうみだしていることにも注目すべきだろう。

2000年4月の地方分権改革は学校管理規則を自治体教育委員会の自治事務とした。これ以降、全国的にすすんだのは公立学校の学区の自由化である。保護者は子どもたちの通う学校の選択ができるようになった。学区の設定には、とくに大都市部の保護者のあいだに前々から「不満」があるのも事実である。「通学路が子どもの安全に配慮していない」にはじまり、中間層のあいだには「低所得層の居住地区がある」「児童養護施設がある」といった批判や不満がある。こうしたなかでの全国学力テストは、「よい学校」「わるい学校」なる「風評」を加速した。

一方で、学区の自由化をうけて教員たちの言葉として「セールス」が流行りだした。意味するところは、就学予定児童・生徒の家庭を訪ね、自校への入学手続きを取ってくれるようお願いすることだ。入学者が減れば学校の運営にさまざまな「支障」がでる。教員たちは、葛藤をおぼえながらも学校長ら幹部のもとににんじざるをえない。

ところで、学校の児童・生徒のあいだには、程度問題はあるにせよいつの時代にも「いじめ」の類の行為がみられるものである。本来、学校長をはじめ教員は、その原因を究明し生徒を指導していかねばならない。また教育委員会はそれを学校長に指示するとともに、積極的にささえなくてはならない。だが、学区の自由化が一般化することで、校長や教員は学校の「評判」に気を遣い、校内が穏便であることを装う。いじめや暴力が多発している、学力テストの結果が芳しくない、などとの「悪しき評判」はあってはならない。積極的かつ能動的な「いじめ」への対応は、否応なく外部にもれるから消極的になる。教育委員会も自らの責任となる事態を避けようとする。

2011年10月、滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒が自殺した。両親はいじめが原因でないかと疑問をいだき、学校側に調査をもとめた。だが、学校と市教育委員会は自殺の原因を「家庭内の暴力」と決めつけた。埒が^{らち}あかないとみた両親は、2012年2月、加害者とされる同級生と保護者、大津市を相手どって損害賠償請求訴

訟をおこした。だが、教育委員会は争う姿勢をとった。こうした状況をみた越直美市長（当時）は、教育委員会と学校を批判するとともに、自殺事件の真相を解明するための第三者委員会をもうけた。結局、第三者委員会は、いじめが原因の自殺と認定し、市教育委員会および学校は両親に謝罪し、大津地裁も両親の申し立てを認めた。

多発しているいじめ事件の原因がすべて学区の自由化に由来するといっているのではない。ただし、大津市の事件以降も、子どもの自殺の原因究明をもとめる保護者にたいする学校・教育委員会の消極性が、全国各地で問題視されている。大津市も学区の自由化をおこなってきたが、公立学校の準市場化が、学校および教育委員会の教育責任への眼を曇らせていることは確かである。

自由に選べる私立学校があるのだから、公立学校も学校の選択を自由とし、学校間競争をおこなわせ、競争に敗れた学校は退場させればよい、はあまりに短絡的だ。第1次安倍政権がもうけた教育再生会議では委員のなかから「学校バウチャー」制度の導入が主張された。これは保護者に「バウチャー」（購入券）を配布し学校を選択させる、行政は集まった（集めた）バウチャーの額に応じて運営資金を学校に交付する、というものだ。さすがにこれは沙汰やみとなったが、公立学校の「市場化」の「究極の策」ともいえよう。

いずれ再び主張される日がくるかもしれないが、公立学校の準市場化が誤っているのは、子どもたちの教育をうける権利、もっと言うと人間としての権利と尊厳を重視していないことだ。道徳教育を考えた際にも述べたが、地域には家庭の環境を異にする多様な子どもたちが暮らしている。それだけではなく、民族や宗教、母国語をたがえる子どもたちも多い。日本は多民族の共生する社会へとむかっている。こうした現状を直視するならば、地域の公立学校は、なによりも子どもたちの人間としての権利や尊厳を重視した「学びの空間」としての役割をになわなくてはならないはずである。

学校教育政策だけではないが、日本の公共政策にはヨーロッパとくにイギリスに周回遅れが目立つ。序章でのべた水道の民営化と同じく、公立学校の学区の自由化を最初に推しすすめたのは、サッチャー政権時代のイギリスだ。イギリスの大都市にはパキスタンやスリランカをはじめとする旧植民地から移住した人びとが多数居住している。その多くは、イギリス経済が衰退するなかで繊維労働者として移住した人びとである。学区の自由化によってこれらの人びとの子どもたちと共に学ぶことを拒否する住民が多数出現した。その結果、財政的にもスタッフ面でも「存続の危機」に瀕する学校がうみだされ、基礎教育の荒廃がすすんだ。全国一斉の学力テストもふくめて教

育の市場化がもたらす「弊害」に眼をむけなくてはならない。

ところで、これまで小中学校「基礎教育」という言葉を使ってきた。価値的には「中立」な言葉だ。これをつかっているのは「義務教育」に違和感をもつからである。「義務教育」という言葉を社会から追放し、「権利教育」と言い換えろとつよく訴えつけたのは、作家の小田^{まこと}実である。小田実のいう「権利教育」は、社会的には少数派の域をでていないが、わたしは小田の問題提起を正当だと考える。

日本国憲法第26条は、第1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とし、第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とさだめる。憲法そのものに「義務教育」という語句が登場するが、憲法第26条の含意は、教育をうけることは「国民の権利」であり、それを保障する義務が保護者と国にあることを宣言したことであり、条文の構成もそのようになっている。

ところが、小田がきびしく指摘するように、明治憲法時代からの「義務教育」なる言葉は、リベラル（革新派）な政治家や教育学者もふくめて使われており、教育をうけることが「義務」と観念されつづけている。ここからは国家や学校の子どもたちへの「支配」は問題視されず、子どもたちの人権に思い馳せることがない。すでにみたように、教育の実態はまさにそのとおりである。わたしが「基礎教育」というのも、小田のいう「権利教育」を基本的前提としていることを付言しておきたい。

これまで小中学校や高等学校ですすむ教育の国家主義と新自由主義について述べてきた。小中学校は、子どもたちにとって「制度としての教育」に包摂される最初の機会である。「三つ子の魂百まで」という言葉の意味は、歴史文化的に考えるとそれほど単純ではない。とはいえ、「ヘッドスタート」期の公教育がその後の生活にあたえる影響は大きい。

わたしが通った小学校は、戦後ベビーブームを反映して全校児童3500人というマンモス校だった。木造校舎が4棟あった。そのうちの1棟は3階建てであり、その3階部分の教室は旧満州（中国東北部）や朝鮮半島からの「引き揚げ者」住宅として使われていた。そこで煮炊きものもしていたのだから、およそ今日では信じられない光景だ。3階から階段を下りて教室にくる子どももいたし、逆に階段をのぼって遊びにもいった。そこで年寄りから「立ち小便をすると、そのまま放物線状のツララになる」などと聞き爆笑した。担任の教師も校長も、こんな往来を咎めるわけではなかつ

たから、日本の外にはいろんなところがあるものだ、と驚かされたものだ。

1957年の勤務評定（勤評）闘争の際には、教員たちは反対集会や抗議デモにいき不在となったが、教員に代わって心得のある母親が授業をおこなった。校長や教育委員会がどのように考えていたのか知る由もないが、それを止めさせようとはしなかった。戦後民主主義が芽吹いている時代であり、教員の勤務評定にたいする批判が、保護者と教員のあいだで共有されていたのであろう。そしてまた、母親たちのあいだに教員のクラス運営に信頼感があったからであろう。

たんに「昔はよかった」などというつもりは毛頭ない。時代は大きく変わったし、経済社会の構造も、家族の構成もまったくといってよいほど変化した。ただし、あえてこんな「昔話」を述べたのは、小中学校基礎教育には時代を超えて大切にすべきものがあると思えるからだ。

1つには、子どもたちが教室のなかでえられる知識には、自ずと限界がある。学校はそれを認識して、地域の多様な人びととの交流の機会を拡大することだ。定年後の時間を「持て余している」元気な高齢者も多い。社会科の授業のなかに「地域の歴史」といった時間がある。教員が史資料にあたって授業準備をするのも大切だろうが、そこに長く暮らす高齢者に地域の変化を自分史として語ってもらうならば、リアリティある歴史教育となる。「道徳」科の『学習指導要領解説』がというような指導方針の浅薄さが、子ども心にも理解されるというものである。

もう1つは、教員の自己認識の改革だ。わたしはこれまで現場の教員についてさほどの批判を述べてこなかった。批判の矛先は政権であり文科省である。また「オウム返し」のように学校現場につたえ指導する教育委員会（事務局）の職員（実際には、エリート教員とみなされる教員）である。

しかし、現場の教員の責任も大きいといえよう。教員も小田実のいう「権利教育」を踏まえるとともに、専門的職業人である自負をもって行動すべきなのではないか。たしかに、教員たちがきわめて多忙であることは事実である。帰宅後も処理せねばならない教務に関連する事務も多い。「働き方改革」がいわれるなかで、文科省は2019年に教員が夏季に長期の休暇をとれるようにし、教員の勤務時間の軽減をはかるとした。知り合いの教員は「俺たちを熊と思っているのか。冬眠ならぬ夏眠などできるか」とジョークをまじえて批判していたが、たしかに的外れの「働き方改革」だ。まずなによりも日常の業務の軽減こそが図られるべきである。また教員には超過勤務手当が支給されていないが、勤務時間をさだめ超勤手当を制度化すべきなのだ。

教員の負担軽減の方策には、多くのことが考えられよう。なによりもある意味で「簡単」なのは、教職員を増員することだ。子どもの数の減少によりかつて主張された「40人学級」の完全実施は、大都市部においても意味をなさずに小規模な学級編成となっている。ところが、当然のように子どもの減少に応じて教員数の削減がおこなわれてきた。そのことは、政治の世界でもさほど大きく取りあげられないままだが、思考が逆転していよう。対生徒比で教員を増員するよい機会なのだ。小学校では複数担任制をもうけ、きめ細かい学習指導をおこなうべきであろう。また日本の公立学校の事務職員の数は少なすぎよう。学校事務から教員を「解放」することが真剣に考えられるべきなのだ。財政の論理で教育をみることは間違いといえよう。

これにくわえて、教員の負担軽減を追求するならば、部活の見直しをはかる必要がある。部活はしょせん「正課」ではない。だが、とりわけ中学校では「もうひとつの正課」の様相を濃くしている。「部活から逃げる教員がいる」という不満・批判が教員のなかから聞こえることがあるが、生徒にも教員にも「自出」を保障しつつ、子どもたちの関心や興味に応じた課外活動とすればよいのだ。こうしたことをあげると枚挙に暇がないが、ひとつだけあげるならば運動会がある。地域のイベントとして運動会を実施することも大切だが、10日から1週間もかけて事前の練習をする意味がどこにあるのだろうか。ふだんの授業の「成果」を披露すれば事足りるはずである。

教員数の増員や課外活動の整理をするべきだと現場の教員に話すと、かならずといてよほど返ってくるのは、「制度だから」「伝統だから」の弁である。こうした現状を受け入れるところからは、学習指導要領の法的位置を見極めた、専門職業人としての知見を生き活きと子どもたちに伝える学習指導はうみだされない。

ここから脱却するためには、専門職業人としての研究集会やユニオンの再生に努めることが重要となるが、同時に保護者や地域の人びととの関係を深め信頼をえることである。わたしは子どもの通う小学校のPTA会長を務めたことがあるが、大小さまざまな行事に「PTAは〇〇をしてください」とたびたびいわれた。そのたびに「先生にお話しするまでもないですが、PTAのTは先生ですよ」と応答した。これに賛同する保護者ばかりではない。「無神経、失礼な会長」との批判もあった。だが、いまどき教員を「聖職者」などと考える者はいない。教員は負担の軽減や学習指導での専門的知見の発揮をもとめるならば、高みに立つのではなく、保護者や地域の人びとと「平場」で交流し信頼関係を築かねばならないだろう。

出典：新藤宗幸『新自由主義にゆがむ公共政策』（朝日選書 2020 年）

（出題にあたって、一部、原文（縦書き）を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。）

設問Ⅰ 筆者は『副読本』が記述する「主権者像」の何が問題であると主張しているのか。500 字以内で説明しなさい。（100 点）

設問Ⅱ 筆者が言う「公教育の疑似市場化」についてその背景に触れながら説明したうえで、「公教育の疑似市場化」が「基礎教育」に与えた悪影響及びそれについての解決策を、具体例をあげながら 1500 字以内で説明しなさい。（200 点）